

令和4年白老町議会定例会6月会議会議録（第4号）

令和4年6月24日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時49分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第 2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 4号 白老町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第11 議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第12 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第13 議案第11号 財産の取得について
- 第14 議案第12号 工事請負契約の締結について
（萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（外部第1工区））
- 第15 議案第13号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 報告第 1号 令和3年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第17 報告第 2号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について
- 第18 報告第 3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 - （1）一般財団法人白老町体育協会令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画
 - （2）一般社団法人しらおい振興センター令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画
- 第19 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について
- 第20 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第21 意見書案第4号 高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める意見書（案）
- 第22 意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の

ZEB化のさらなる推進を求める意見書（案）

第23 意見書案第6号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

第24 委員会所管事務調査の報告について

（産業厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

第25 諸般の報告

（次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付）

第26 休会について

○会議に付した事件

議案第 1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第2号）

議案第 2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 白老町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第11号 財産の取得について

議案第12号 工事請負契約の締結について

（萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（外部第1工区））

議案第13号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて

報告第 1号 令和3年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について

報告第 3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

（1）一般財団法人白老町体育協会令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画

（2）一般社団法人しらおい振興センター令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画

報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第4号 高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める意見書（案）

意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB
化のさらなる推進を求める意見書(案)

意見書案第6号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求
める意見書(案)

委員会所管事務調査の報告について

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

○出席議員(14名)

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

12番 長谷川かおり君	13番 氏家裕治君
1番 久保一美君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	竹田敏雄君
教育長	安藤尚志君
総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	大塩英男君
政策推進課長	富川英孝君
産業経済課長	工藤智寿君
生活環境課長	三上裕志君
町民課長	久保雅計君
税務課長	本間弘樹君
建設課長	瀬賀重史君
健康福祉課長	下河勇生君

高齢者介護課長	山本康正君
子育て支援課長	渡邊博子君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	伊藤信幸君
消 防 長	後藤 悟君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	菅原道幸君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間 力君
主 査	八木橋直紀君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、12番、長谷川かおり議員、13番、氏家裕治議員、1番、久保一美議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎発言の取消し

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入る前に、発言の取消しについてですが、12番、長谷川かおり議員から、6月22日の会議における発言について、会議規則第60条の規定に基づき、お手元に配付しました発言取消し申出書のとおり発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、長谷川かおり議員からの発言取消し申出書を許可することに決定いたしました。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会6月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第13号の人事に係る議案についてであります。古俣副町長から提案の説明があり、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、1—1をお開きください。議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度白老町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,826万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億3,891万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月17日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議2―1をお開きください。議案第2号でございます。

令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,335万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月17日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和4年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議3―1をお開きください。議案第3号 令和

4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,930万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,876万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月17日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和4年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定 について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第4号 白老町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、議4―1をお開きください。議案第4号 白老町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について。

白老町まち・ひと・しごと創生基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月17日提出。白老町長。

条文の朗読は省略をさせていただきます。議4―2をお開きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案説明です。議案書、議4—3をお開きください。地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による企業からの寄付金を白老町まち・ひと・しごと創生推進計画の実施に要する資金に充てるため、地方自治法第241条第1項に基づき、本条例を制定するものである。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町まち・ひと・しごと創生基金条例

（設置）

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、白老町まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、予算で定める額を積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第5条 基金の設置目的を達成しようとする必要が生じたときは、町長は所定の予算を定め処分するものとする。

（繰替運用）

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 議案第5号、第6号の上程の前に、私のほうから今回の上程につきましての経緯とおわびを申し上げます。

本来は定例会3月会議におきまして完結しなければならない条例の一部改正でありましたが、附則の一部に誤りがあり、修正する必要が生じたため、本日の議案上程になりました。大変申し訳ありませんでした。心よりおわびを申し上げます。今後このような誤りがないように指導及びチェックの徹底に努めてまいりますので、どうぞ今回の上程をよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） どうも申し訳ございませんでした。

私のほうから議5-1、議案第5号であります。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月17日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議5-2をお開きください。議案説明でございます。特別給（期末手当）の支給月数0.15月分を引下げする人事院勧告に基づき、令和4年定例会3月会議において本条例の一部を改正したところであるが、附則の一部を修正する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表につきましては朗読を省略させていただきます。

議5-1にお戻りください。附則でございます。施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則	附 則
<p>1 略</p> <p>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、<u>127.5分の15</u>を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p>	<p>1 略</p> <p>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、<u>222.5分の15</u>を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p>

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条
例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議6—1、議案第6号でございます。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月17日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議6—2をお開きください。議案説明であります。特別給（期末手当）の支給月数0.15月分を引下げる人事院勧告に基づき、令和4年定例会3月会議において本条例の一部を改正したところであるが、附則の一部を修正する必要があるため、本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表につきましては朗読を省略させていただきます。

議6—1にお戻りください。附則でございます。施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1 略 （令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置） 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 <u>127.5分の15</u> を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。	附 則 1 略 （令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置） 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 <u>222.5分の15</u> を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議7―1をお開きください。議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月17日提出。白老町長。

続いて、議7―6をお開きください。附則です。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

続く第1号から第3号までの施行期日、第2条から第4条までの経過措置につきましては朗読を省略させていただきます。

次に、議7―9をお開きください。議案説明です。地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものである。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表 長文のため登載省略

白老町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正後
<p>(白老町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 白老町税条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(白老町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 白老町税条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族()の次に年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は</u>、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第8号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議8—1をお開きください。議案第8号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

令和4年6月17日提出。白老町長。

改正規定については朗読を省略いたします。

次のページ、議案説明をお開きください。令和4年4月1日付で設立された上川中部福祉事務組合が当組合に加入することに伴い、本規約別表第1及び別表第2を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページにお戻りいただきまして、附則でございます。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

北海道市町村総合事務組合同規約新旧対照表

改正前		改正後	
附則（令和2年市町村第1668号指令） （略）		附則（令和2年市町村第1668号指令） （略）	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合 及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合 及び広域連合
（略）		（略）	
上川総合振興局 （30）	（略）、上川広域滞納 整理機構	上川総合振興局 （31）	（略）、上川広域滞納 整理機構、上川中部福祉事務組合

別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
（略）		（略）	
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、上川広域滞納整理機構_____、 留萌消防組合（略）	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合、留萌消防組合（略）

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議9—1をお開きください。議案第9号 北海道市町村職員退職

手当組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組規約を次のように変更する。

令和4年6月17日提出。白老町長。

改正規定については朗読を省略させていただきます。

次のページ、議案説明をお開きください。令和4年4月1日付で設立された上川中部福祉事務組合が当組合に加入することに伴い、本規約別表(2)を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページにお戻りいただきまして、附則でございます。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

北海道市町村職員退職手当組規約新旧対照表

改正前		改正後	
<p>本則 略</p> <p>附則（令和3年2月10日告示第4号）抄 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p>		<p>本則 略</p> <p>附則（令和3年2月10日告示第4号）抄 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>附則 <u>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p>	
<p>別表</p> <p>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略)</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p>		<p>別表</p> <p>組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略)</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p>	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内 ～空知管内	(略)	石狩管内 ～空知管内	(略)
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合	上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、 <u>上川中部福祉事務組合</u>

留萌管内 ～根室管内	(略)	留萌管内 ～根室管内	(略)
---------------	-----	---------------	-----

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約
の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議10—1をお開きください。議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月17日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略させていただきます。

次のページ、議案説明をお開きください。令和4年4月1日付で設立された上川中部福祉事務組合が当組合に加入することに伴い、本規約別表第1を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページに戻りまして、附則でございます。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>附 則（令和3年2月3日総行市第2号許可）</p> <p>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>とかち広域消防事務組合</p>	<p>(略)</p> <p>附 則（令和3年2月3日総行市第2号許可）</p> <p>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>とかち広域消防事務組合</p> <p><u>上川中部福祉事務組合</u></p>

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 財産の取得について

○議長（松田謙吾君） 日程第13、議案第11号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、議11—1をお開きください。議案第11号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和4年6月17日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、高規格救急自動車、台数、1台。

2、取得予定金額、2,304万5,000円。

3、取得の目的、高規格救急自動車の更新。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、札幌市中央区大通西17丁目1番地23、札幌日産自動車株式会社代表取締役、杉本互。

次のページ、議11—2をお開きください。議案説明です。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 工事請負契約の締結について（萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（外部第1工区））

○議長（松田謙吾君） 日程第14、議案第12号 工事請負契約の締結について（萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（外部第1工区））を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、議12—1をお開きください。議案第12号 工事請負

契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年6月17日提出。白老町長。

1、契約の目的、萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（外部第1工区）。

2、契約の方法、制限付一般競争入札。

3、契約の金額、1億1,165万円。

4、契約の相手方、鈴木ホーム・西村・谷特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町字萩野312番地120、株式会社鈴木ホーム代表取締役、鈴木孝義、構成員、白老郡白老町字北吉原124番地1、有限会社西村建設代表取締役、西村悟、構成員、白老郡白老町字萩野71番地31、株式会社谷組代表取締役、谷昭。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

続きまして、議案書、議12—2をお開きください。議案説明です。1、工事場所、白老郡白老町字萩野286番地。2、工事概要、萩野小学校校舎は、建築後約40年程度経過し、建物の機能、耐久性確保のため、前年度より内外部改修を実施しており、本工事の外部第1工区については24棟、6—8棟の外部改修工事と6—3棟渡り廊下の改築工事を実施するものであります。

(1)、工事範囲①、24棟（RC造3階建て、施設保有面積2,284平米）、6—8棟（RC造平家建て、施設保有面積18平米）、(外部)、屋根張り替え、外壁塗装、アルミサッシ改修など。工事範囲②、6—3棟（RC造平家建て、改築面積26.74平米）。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

本案に対する質疑に入る前に、私から発言がありますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○副議長（氏家裕治君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が議員として発言を行うため、会議規則第48条の規定及び地方自治法第106条に基づき、副議長の私が議事を進行いたします。

引き続き議案第12号の審議を続行します。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

14番、松田謙吾議員。

○14番（松田謙吾君） 皆さんがないようですから、私から質問したいと思います。

ただいま萩野小学校大規模改修が提案されております。萩野小学校改修工事、40年が経過したと今説明がありましたが、私は萩野小学校が母校でありまして、昭和29年に村から白老町、町になったわけでありますが、私はそのとき6年生でした。そして、町になるのだとあって、6年生のときに白老という謳歌を歌って、人口はまだ少なかったわけなのですが、ちょうど1万人で白老が町になったわけです。それ以来、34年から大昭和製紙が進出して、人口がどんど

ん、どんどん増えてきた。そして、継ぎ足し、継ぎ足しの小学校が始まったわけなのです。そして、学校ができてから987名の生徒になったわけです。そして、今現在その学校が118名ですか、今年の4月、約10分の1になっている学校運営なのです。

そういう中で私がこの質問をしたのは、987名のときは24学級です。現在は118名、6学級です。それで、大規模改修が24棟全部を改修するわけです。昨年の繰越明許予算からして、今年もまた今の議案のとおり一般競争入札で入札しております。私がお聞きしたいのは、3年度繰越予算から完成まで、大規模改修、この総額は幾らになるのかということ。財政が厳しく、金がない、金がないと言ってきたまちからすると多額の改修費用ではないかなと私は思うのです、金額はまだ述べていませんから。昭和55年、約1,000名の校舎が今は100人規模になって、そして生徒が減少になっているにもかかわらず全面改修をする。24棟全部を改修する。ここのところが私は納得がいなくて、いい、悪いでないのです。改修してくれることはありがたいことです、萩野の私の母校からいって。それで、全面改修する。その説明は、議会にも町民にもきちんとした丁寧な説明が必要でないのか。私は、それで今質問しているわけなのです。

それから、もう一つは、改修後、24棟を改修したとすれば、今後教育の場になるわけですね、118人の。どんな教育の場を教育長は想定して全面改修するのか、ここの説明をお願いしたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 私のほうから工事額についてお答えさせていただきたいと思っております。

令和3年度の工事が終わっておりますので、その実績につきましては全体工事額については3億4,186万9,000円となっております。今年度、令和4年度の工事額につきましては、予算をいただいている部分については4億円をいただいておりますが、今のところ計算している中では、先ほどの令和3年度の実績を含めまして総工事費の予定としましては、3年度分も含めて7億5,833万6,000円と予定をしております。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ただいま議長のほうから萩野の耐震化及び大規模改修に関わってご指摘をいただきまして、課長が説明したように、大変多くのお金を投入するようなことになっております。これは、これまでも説明させていただきましたが、1つは本町において耐震化が済んでいなかった学校は萩野小学校だけでございます、このことについては道教委や文部科学省のほうからも耐震化について早く進めるようにというようなご指導もいただいております。そのことと併せて、築40年経過しておりますので、校舎自体がかなり劣化しておりますので、その大規模改修を併せてさせていただくということで、このたび7億円を超えるような大変多くの税金を使わせていただくような工事になった次第でございます。そのことについて、議員の皆様方をはじめ説明不足の部分があったのだなということで現在反省しております。

そしてまた、今後の活用ということでご質問がございました。ここのところをしっかりと本当はビジョンとして出しながら今回の大規模改修に臨んでいくことが望ましかったなと今反省しているわけでございますけれども、当面はほかの学校に比べて萩野小学校の子供たちの置かれ

ている教育環境というのは耐震化も含めて安全、安心という面についてはかなりいろんな問題がございますので、そこはまずほかの学校の子供たちと同じ水準まで持っていきたいということでございます。そして、あわせて町全体として今様々な公共施設の在り方について検討しているところでございます。当然学校もその中の一つにあるわけでございます、今集約したり、あるいは機能をいろいろ持たせていくというような方向はこれから庁舎内を含めて議論していく、そしてまた教育委員会としてもそのことについて現在検討しておるところでございます。具体的に今ここでこのようにして活用しますというところまでまだ確定し切っておりませんので、十分なお説明はできませんけれども、いろんな機能も含めながら、学校としての機能はもちろんございますけれども、それ以外にもまだいろんな機能を考えながら今後の活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（氏家裕治君） 14番、松田謙吾議員。

○14番（松田謙吾君） 今説明がありました。今までの学校の姿をちょっと申し述べておきますが、これまでに飛生小中学校がなくなって、森野小中学校も廃校になっている。社台小学校、白老小学校が緑丘小学校へ統合、それから虎杖中、竹浦中も萩野と統合になっているのが現実です。4つの小学校、5つの中学校が今統合されております。その大きな要因は、生徒数の減少であります。昭和57年、白老町全体の小中学校の生徒が4,052人です。令和4年の4月、691人です。それから、萩野小学校だけにすれば、57年、全校が2,747人です。今の小学生は、町内全部で441名です。昭和61年、中学校の生徒数は1,392名です。今は、全町内の中学生は250名です。先ほども言ったけれども、小中学生の合計が4,052名から、今は全部で691名です。萩野小学校は、先ほども言ったけれども、55年、987名が令和4年、114名だと思います。

そこで、将来の10年後、20年後、30年後の小学校、虎杖浜と竹浦の小学生が何人と見込んでいるのか。将来の生徒数と学校の在り方、生徒が少なくなってもどのような学校の在り方がいいのか、白老町の小中学校の将来の学校の全体像を教育長はどう描いているのか、このことをまずお聞きしておきたいと思っております。

まち全体の公共施設計画、これは十数年後に、今老朽化施設、これを人口減少に合わせて整備していくのに5万平方メートルの公共施設を削減していく、こういうことになっております。その一方、萩野小学校は何名か、今出ると思いますが、それで24棟、約1,000名の学校を改修して、ですから私は今質問しているのです。どういう考えでやっているのか。7億5,833万6,000円。町立病院も金がない、金がないと。それから、この役場、私は何年か前から言っています。町長にも、まず白老町の基本は役場を建てることだと何度も言っています。やっとな計画を今やり始めた。やるのはそっちが先なのです。学校が40年たったから、7億円かけてやる時期でありますか。そういう説明を町民にきちんとしなさいと言っているのです。

町営住宅の姿を見えていますか。町営住宅は944あります。まちの管理を含めると千何ぼかある。その中で、今町営住宅は322が空き家です。そして、昨日も質問の中であつたけれども、今町営住宅を待っている方が19名いる。だけれども、あちこちを直さなければならないから、待ってもらっているのだと。322余っているにもかかわらず入れないのです。10万円から100万円の直す改修費がなくて。それで、小学校の子供たちが古くて困ったという話は、私は聞いたことあ

りません。私は萩野の北吉原生まれで、ずっと見ています。私の兄弟8人があそこを卒業して、子供2人が卒業して、孫3人が卒業しています。ですから、私はそういう中でいろいろな方と話し合っておりますが、萩野小学校の改修なんて、そんな言葉なんか一度も聞いたことがない。

これは、昨日も実質公債費比率や連結赤字比率、将来負担増、これは19年にまちが潰れる一歩前までいって、連結赤字比率が日本で2番目なのです。それがほぼ解消されて、昨日町長から言っていました、将来負担比率も10%そこそこ、350あった負担比率がそのぐらいだと。そういうことがあるから、教育の場に2年度も萩野中学校に1億円かけてトイレを直している。私は、どんなトイレか見に行きました。私はあれも大いに疑問があつて、何度も言っていますよ、なぜあそこに1億円もトイレにかけるのだと。そうしたら、今年は、去年から改修しているのですが、7億円の金をかけて、まちの中の管理道路の草もあまり刈らないで、それから港のエプロンだつてがたがたです。あれらだつて金がない、金がないと直さないで、教育に7億円もかけて、何も不自由していない学校に7億円もかけて今直すのは、私は議長の立場だから反対とかなんとかという言葉は使いません。そういうことで、もう一回考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 竹浦小学校と虎杖小学校の人数の関係かと思ひまして、今私の手元にありますのが2029年のところまでの数字であります、お伝えできる部分としてはあります。10年後、20年後のところにつきましては現在推計しておりますが、数字として厳しいというか、導き出せる状況がなかなかないところがあつて、算定を何度かさせていただいているので、今お答えできるのは令和11年、2029年のときの竹浦小学校と虎杖小学校の数字をお伝えしたいと思います。竹浦小学校につきましては、2029年につきましては11名、それから虎杖小学校につきましては27名で、これは令和3年度の出生数からここまで導き出している数字となっております。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議長のいろんなお話を拝聴しながら、白老町の中で財政的にも大変厳しい状況の中で、限られた財源の中でこうして子供たちに向けて多額のお金を使わせていただくということに対して改めて本当に申し訳ないなと思っております。ただ、1つだけお願いしたいのは、子供たちはこれからの白老のまちを背負っていく次の世代の子供たちでございますので、そこについては大きなご理解をいただければ大変ありがたいなと思っております。

そしてまた、あわせて議長のほうからも子供たちが今著しく減っている状況についてご指摘がございました。私どももそのことについてかなりの危機感を持っております。そして、統合、適正配置について議長のほうからもいろんなお話がございまして、その中で今私どもの課題として捉えているのは萩野小学校を中心とした竹浦、虎杖、この辺りが非常に小規模化が進んでいる状況でございます。ですから、実は教育委員会の中でも指針について今検討しておりますけれども、これからの学校の在り方について、子供たちの学ぶ環境について教育委員会としても具体的な議論を進めているところでございます。その中に萩野小学校の在り方というか、位置づけというか、そういったものも今後出てくるのかと考えておりますけれども、現時点で

そのことについて明確にお答えすることはできませんけれども、いずれにしても、繰り返しになります。議長のおっしゃることを一つ一つしっかり私も受け止めながら、本当にこれだけの費用対効果と申しますか、7億円もかけてこんな教育しかできないのかというようなお叱りを受けないように、しっかり教職員と共に子供たちを育てていきたい、こんな思いを改めてしたところでございます。

○副議長（氏家裕治君） 14番、松田謙吾議員。

○14番（松田謙吾君） 私は、萩野の小学校を大きく白老町の教育の場とするならば、例えばはまなす保育園がそれこそ45年もたっています。ぼろぼろです。あそこを萩野小学校に持っていくとか、高齢者大学をあそこに持っていくとか、萩野児童館をあそこに持っていくとか、そういう物の考え方があって初めて私は生きた金の使い方だと思うのです。私はこれも、今は質問できないからあれなのだけれども、非公式には副町長にも何度も言っていますよ、そうすべきでないのかと。だけれども、そういう説明が一つもないわけです。だから私は今言っているのですけれども、白老のまちはいずれにしても令和20年頃には1万人を切るかどうか、子供も少なくなってくるでしょう。私は、だからどうのこうの言っているのではないのです。学校の教育の場は教育の場だし、まちづくりはまちづくりの場、これは別だと思っています。そういうことで、萩野のあの小学校を教育の場としてやるのであれば、もう少し様々な今言った児童館なり保育所なりをあそこに集める方法も私はこれから検討すべきだと、こう思っております。

難しい話はそこまでにして、今萩野小学校の校長は田村校長なのですが、この方も北吉原の方なのです。ですから、校長も一生懸命頑張っていると思うから、私はこういう質問をしなくなかった。校長のためにも。北吉原の小学校も、今から45年前、白老町の萩野小学校の北吉原分校を造る、こういう機運がぐっと高まったのですが、そのときに将来を見越したら建てるべきでない、これは私の判断です。そして、当時の教育長に裏からこっそり、北吉原の小学校は建てるべきでない。いずれ人口が減ってくるし、こういう時代が来る。まさに今そういう時代が来ましたよね。そして、萩野の北吉原小学校を建てるのは九分九厘までいったのです。場所も設定された。だけれども、議会の場で反対したわけではないけれども、あれは建てるべきでないと言って私は反対した経緯があるのです。そういう思いを地域の間人は考えるべきなのです。私はそう思っています。

そんなことで、7億8,000万円の投資はもう少しきちんとした説明と、費用対効果、これをきちんと説明することを求めて、質問を終わります。

○副議長（氏家裕治君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今日こういうふうにご心配をおかけするようなことになったことに対して、教育委員会としてきちんとご理解をいただいていたということに対して大変申し訳なく思っております。最初にお話し申し上げましたように、今回の萩野小学校は耐震化、それと大規模改修というような側面で工事をさせていただいておりますが、冒頭お話をしましたように、コミュニティを学校を使って、今議長からも多機能化やいろんな機能を持たせるようなことについての多くのご示唆をいただきましたので、今後このことについても教育委員会、そして町長部局のほうとも連携しながら、7億円をかけて萩野地区の子供た

ちにとって、あるいは地域のコミュニティにとっていい学校だと言われるような、そういうような学校づくりをしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 議長より、多額な予算を使っての大規模改修の件でございまして。長い長い萩野小学校の歴史の中で、議長も卒業生だということで、私も萩野小学校の卒業生として子供たちにいい環境をきちんと与えて、社会に役立つ子供に育ててほしいという思いは一緒でございます。ただ、そこにまちづくりの観点からのお話だったと思っております。今教育長もお話をしたとおり、小学生の数だけを考えると本当にこの大規模改修というのは不釣り合いだと私も思っております。庁舎内でもいろんな議論の中でこのような提案をさせていただきましたが、まだまだはっきり具体的に決まっていないので、お答えすることはできないのですが、ここは白老町の中でも白老のまちの中と西側のほうの教育の拠点の場所になればいいなと思っておりますので、今議長がお話をした様々な施設の統合化もこれから進めなければいけないと思っておりますので、先ほどご指摘いただいた保育園の件であったり、児童館の件であったり、そういうところをコンパクトにまとめながら、この校舎を生かす施設にしていきたいと考えておりますので、またこれは議会のほうにも町民のほうにも丁寧に説明をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（氏家裕治君） それでは、そのほかご質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（氏家裕治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き議案第12号の審議を行います。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 工事請負契約の締結について（萩野小学校大規模改修（建築主体）Ⅱ期工事（外部第1工区））、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第13号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第15、議案第13号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本心配付の議案第13号でございます。白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、知識経験を有する者のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

令和4年6月24日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町若草町1丁目3番8号、氏名、野本裕二、生年月日、昭和26年4月16日生まれ、71歳でございます。

次のページ、議13—2でございます。履歴調書ですが、記載の学歴、職歴については朗読を省略させていただきます。

続きまして、議13—3、議案説明でございます。白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて。白老町監査委員として野本裕二氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第13号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第1号 令和3年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算

書について

○議長（松田謙吾君） 日程第16、報告第1号 令和3年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案書、報1—1をお開きください。報告第1号 令和3年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度白老町一般会計補正予算第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月17日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計 予算繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、報告第2号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、報2—1をお開きください。報告第2号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について。

令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算の建設改良費の一部は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月17日提出。白老町長。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明 書の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第18、報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報3—1をお開きください。報告第3号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年6月17日提出。白老町長。

記といたしまして、(1)、一般財団法人白老町体育協会令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画。

(2)、一般財団法人しらおい振興センター令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、報告第4号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第4号はこれをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第20、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議長会主催の議員研修会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第4号 高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続
を求める意見書(案)

○議長(松田謙吾君) 日程第21、意見書案第4号 高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番(大淵紀夫君) 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める意見書(案)

75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を、単身世帯は年金を含めて年収200万円以上、複数世帯では合計320万円以上の約370万人を対象に、現行の1割から2割に引き上げる医療制度改革法が昨年成立し、2022年10月1日から実施されることになりました。

日本医師会は「後期高齢者は一人当たり医療費が高いので、年収に対する患者一部負担の割合は既に十分に高い。患者一部負担割合の引き上げによって、受診控えのおそれがある。また、たとえ受診したとしても、患者負担が重荷となり、必要な医療を遠慮される懸念がある」と指摘しています。

新型コロナウイルスの感染拡大のために、受診抑制が続いてきたもとの、医療費の窓口負担が2割になることによって経済的な理由からさらなる受診抑制が広がる懸念があります。

また、総務省が発表した「消費者物価指数」では、昨年同月比で灯油30.6%増、都市ガス25.3%増、電気代21.6%増など生活必需品の値上がりが見著になっていることや、今年度は昨年度と比較して公的年金の支給が0.4%引き下げられることの影響を考えると、強く危惧するものです。

受診抑制によって、後期高齢者の健康状態が悪化することなどが起きないように、国においては、医療費窓口負担の原則1割の継続を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長(松田謙吾君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田謙吾君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第4号 高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル
達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる
推進を求める意見書(案)

○議長(松田謙吾君) 日程第22、意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番(長谷川かおり君) 意見書案第5号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の
ZEB化のさらなる推進を求める意見書(案)

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校(エコスクール)事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置(8%)の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築のほかに、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設(身近な教材)を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことが

でき、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要である。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面（学校施設のZEB化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く要望します。

記

1. 技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い“できるところから取り組む”自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
 2. 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
- 提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第6号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長 に向けた施策の充実・強化を求める意見書 （案）

○議長（松田謙吾君） 日程第23、意見書案第6号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を
求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって国会及び政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第6号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第24、委員会所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、常任委員会、コロナ禍や不漁など課題を捉えた産業の振興策について。分科会、いぶり中央漁業協同組合虎杖浜青年部・女性部との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

本委員会は、担当課の説明を受け、コロナ禍や不漁を捉えた産業の振興策についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

（1）、産業厚生常任委員会。

町の取組や実態について。

①、漁業について。

栽培漁業として、マツカワ、ナマコ、ウニの種苗放流を実施しており、漁獲高は順調に推移している。

サメ捕獲・資源活用調査事業については、平成29年より駆除事業を実施しており、当初は捕獲したサメは廃棄物として処理していたが、現在は加工業者へ出荷し資源活用や商品化の可能性を模索している。

漁業従事者については、いぶり中央漁業協同組合の正会員は減少傾向にあり、40歳以上が75%を占め、高齢化や後継者不足が懸念される。

主要魚種別水揚げ量では令和3年においては赤潮の影響で秋サケが大きく減少し、金額も約4億円減少している。また、燃料の高騰が大きな打撃となっている。

②、新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査について。

令和2年6月より8回にわたって町内事業者を対象にアンケート調査を実施してきた。第8回目については、今年の1月に北海道全域にまん延防止等重点措置が適用されたことから、現況を把握するため、2月に白老町商工会会員401事業者及び白老観光協会会員172事業者を対象に実施し、77事業者より回答を得た。主に経営状況や売上高、ウポポイ開設による経済効果な

どを調査し、結果としては、「経営状況が悪化している」、「売上高が減少した」、「ウポポイ開設による経済効果の実感がない」との回答がいずれも7割を超えた。

ウポポイ開設の相乗効果という点では、外国人観光客の入国制限などの事情はあるが、町内の周遊性を高める対策を打ち、事業者に対しては、その時々合った経済対策の支援が必要と捉えている。

支援の取組について。

漁業者支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により漁業収入が減少した町内の漁業者を支援するため、令和2年度及び3年度において、いぶり中央漁業協同組合を經由し正組合員に対する給付金事業を実施した。令和4年については準組合員にも枠を広げて給付金を支給する予定である。

観光面に関しては、令和3年度において町内対象施設への宿泊費助成及びクーポンの配布、町内対象施設での一定金額以上の買物をされた場合の町内周遊クーポンの配布、スタンプ獲得でプレゼントに応募できるスタンプラリー事業を実施し、令和4年度においても宿泊費助成及びクーポン配布事業を実施する予定である。

委員会意見。

本委員会は、特に漁業の不漁や観光関連事業者のコロナ禍による被害など、危機的な実態を捉えた産業振興に対する調査を実施したので以下のとおり意見をまとめた。

第一に、サケ、スケトウダラなどの主要魚種の漁獲減が顕著な漁業の振興策として、近年の漁獲模様の変化に対応した施策づくりの徹底が求められると考える。漁獲対策として取り組まれているサメ捕獲後の利活用や、近年漁獲実績が見られるブリの流通対策など、漁獲模様の変化を見据えた流通・商品開発を支援する必要があると考える。また、ウニなどの漁獲が堅調な栽培漁業のブランド化など時流を捉えた施策を打っていくべきである。

さらに、「バイローカル」などを念頭に漁業者と商工事業者の連携を進める仕組みの構築を行政の立ち位置として進めるべきと考える。

地方創生臨時交付金の活用により、従前と比較しよりきめ細やかな給付支援を行う姿勢に対しては評価できるが、岸壁狭隘化などの既存の課題解決にも取り組みつつ、より実態に即した施策展開が必要と考える。

第二に、コロナ禍の被害が甚大な商業観光振興について意見を付する。

まず、交付金を活用した「しらおい満喫割」事業は、宿泊利用者が5,700人を超え、令和3年度の年間町内宿泊者の約1割の需要喚起を生み出しており、事業効果や予算執行率の高さを見ても評価できるものである。一方、コロナ禍に加え世界情勢や為替相場の影響を受け、燃料費や海産物を中心とした食材費の高騰が顕著であることも踏まえた施策の早期立案・実行が求められると考える。

また、コロナ禍被害に対する支援制度の利用を促進できるようネット申請へのサポート窓口の開設などの仕組みを整えるべきである。

第三に、コロナ後を見据えた交流人口の周遊の仕組みを構築すべきである。

ウポポイ来訪客の町内周遊や駅南と駅北の周遊を促進し、ウポポイ開設の効果を町内全域で

感じられるような展開が必要である。

最後に、以上のような施策を打っていくに当たり、より丁寧な実態調査による課題把握と分析が重要と捉える。その際、SNSの活用や、特に若い世代に寄り添ったアンケートを実施してはという意見も提出された。

北海道内5位となった交流人口の効果を最大化すべく、登別市で整備が進む観光インフォメーションセンターなど近隣関連施設との連携強化を図りつつ、白老の魅力発信と創造に邁進されることを望むものであります。

(2)、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、いぶり中央漁業協同組合虎杖浜青年部・女性部との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会報告会の実施に関する事項。(2)、小委員会、①、議会報告会の企画及び運営に関する事項、②、議会広報・広聴の調査・研究に関する事項、③、議会広報の編集・発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報の企画・運営及び実施に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

①、議会報告会の実施（動画配信）。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらないため、今年度も議会報告会を動画配信した。令和3年の活動内容を議会全般、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、政策研究会が5分程度で活動内容をまとめ、報告を行ったものである。

報告では、委員会活動などの議会の動きのほか、町民との意見交換や懇談の様子を写真で紹介するなど簡潔に紹介している。

(2)、小委員会。

①、議会報告会の企画及び運営。

今年度も議会報告会を動画配信で行うこととし、報告会の準備、撮影、編集を行った。

②、議会広報広聴活動の充実。

議会の広報広聴活動の改革を進めるに当たり、「議会だより・議会中継・議会ホームページ」についてアンケート調査を行った。

第1弾を町職員やその家族など関係者を対象に行い、第2弾として議会だよりにアンケート用QRコードを掲載したほか、町内会長や各団体、事業所などにもアンケートへの協力を依頼した。多くの方から忌憚のないご意見が寄せられることを望むものである。

また、議会ホームページ及びフェイスブックの内容の充実を図り、更新回数を増やすなど、情報の発信に努めている。フェイスブックのフォロワーが少しずつではあるが増えてきており、議会の日々の活動を知るための方法として利用されていることがうかがえる。引き続き、町民にとってより身近な議会となるよう広報活動の充実に努めていくことを確認した。

③、議会広報の編集・発行。

議会だより第179号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第25、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願ひいたします。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、災害時の避難所施設（学校・民間施設等）の状況について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があります、お手元に配付しました通知書のとおり、調査期間の延長について申し出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしくお願ひいたします。

次に、皆様には要望書等7件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願ひをいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第26、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日25日から9月30日までの98日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

明日25日から9月30日までの98日間を休会いたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時49分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

副 議 長 氏 家 裕 治

署 名 議 員 長谷川 かおり

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 久 保 一 美